

兵高教組

週刊査定情報

2015年1月21日 30号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL : 078-341-6745

FAX : 078-351-3185

URL : <http://www.hyogo-kokyoso.com>

mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

県人事委、定時制の日々研修承認の要件を示す 生徒の豊かな学びのために主体的で創造的な研修を！

県教委は、定時制の教員が行っている日々研修のうち「自宅研修」について、それがあたかも悪いことであるかのように「特定の教員のみが行っている、社会通念上不適切な自宅研修は今後承認しないので適切に対応せよ」という主旨の通知を出し、その大切な権利を奪ってきました。それに対し高教組は、裁量権を持つ校長がきちんと検討した上で承認・不承認を判断することができるよう、県人事委員会に対して措置要求を行ってきました。昨年11月に人事委員会からの判定が出されたことを受け、今後さらに、教員にとってなくてはならない研修の機会を取り戻すべく、取り組みを強めています。

研修は責務であり、かつ権利である

教特法では、教員にとっての「研修」を、「教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない(21条)」という責務としての面と、「教育公務員には、研修を受ける機会が与えられなければならない」「教員は、授業に支障がない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる」という権利としての両面から規定しています。

昨年、8月に出された中央教育審議会答申の中でも、「校内研修や**自主研修の活性化**」として「教育センターや身近な施設において…教員が必要とする図書や資料等のレファレンスや提供を行うことにより、教員の教材研究や授業研究、**自主的研修の支援**などを推進するとともに、多忙化の解消など教員が研修等により自己研鑽に努めるための環境整備が必要である」と述べられています。

外国における教員の研修

例えばドイツでは、授業時数も自己申告制で、今年は勉強したいというような場合には自由に時間を取れる仕組みがあります。また、10年まで休暇が取れ(ただし無給・とびとびでも連続でも可)、その中で各自が自由に研修を積み、原職に復帰した時に、そこで積んだ様々な経験を生かすことができます(暉峻淑子著『豊かさとは何か』)。このように、教員の自由な自主的研修は、なくてはならないものとして尊重され保障されています。

県人事委員会判定が示した3要件

今回、県人事委員会は校長が研修の承認の可否を判断する要件として次の3点を示しました。

- ①授業及び校務運営に支障がないか
- ②研修内容は適当か
- ③研修実施態様は適切かどうか

また、判定書に「必ずしも校長が不承認とした理由や検討内容を具体的に説明する必要はない」と書いたことについて、「『必ずしも』とは『説明しなければ不承認にはできないというわけではない』という意味か。理由を聞きたければ不承認になった後で校長に聞けばいいのか。」との高教組の質問に対し、県人事委員会担当者は「そういう理解で間違いない。」と回答しています。しかし、県教委は「通知には全く不備はなく、校長は研修願いを受理さえすれば、それを不承認としても理由さえ説明する義務はない」と人事委員会判定すら無視する立場を鮮明にしています。

「不承認」の裏側に透ける教員への不信感

県教委通知に見られる「(自宅研修について)社会通念上このような職専免研修を認めることは適切ではない」「一部の学校の特定の教員のみが、この自宅研修を行っている」との見解や今回の対応にも、そこに透けて見えてくるのは「自由な研修の機会を与えるとサボるに違いない」という教員への不信感です。県教委には県民の中に教師不信を煽るのではなく、自主的な研修を支援することこそ求められています。

自分の目で世界を捉え、子どもにとっての最善の利益とは何か、自由な発想で考えられる教師でいるためには、研修は不可欠です。

